（操作マニュアル 03）

取引審査票の記入方法

- 取引審査票は、事前チェックリストが承認された後、機微な取引や疑義のある場合に起票していただきます。
- 取引審査票の起票要否は、[輸管事務局への提出]された案件のうち、安全保障輸出管理規程第 12 条第 1 項に該当する取引の場合に、輸管事務局より、“起票要”との連絡がされます。
- 電子申請システムでは、“起票要”の場合は、自動起票されます。自動起票された取引審査票は、起票者の＜作成中ホルダ＞に格納され、事前チェックリストで入力された名称等の及び審査部門が入力した“該非判定結果”が引き継がれ、自動入力されています。

＜注意！＞取引審査票は、自動起票されますので、安全保障輸出管理画面から新規に起票しないでください。

取引審査票の確認及び記載は、以下の要領に従って行ってください。（入力欄、画面イメージは、次頁を参照ください）

手順		記載要領
★1	輸出取りやめの確認	取引が中止となり、貨物の輸出、技術の提供又は受入等が取りやめとなった場合は、[輸出取りやめ]にチェックして提出してください。
★2	件名の追記	【　】で括り、取引の件名を追加してください。 【件名】は、入力されている“貨物の名称等”の前に、追加してください。 （例）【大気観測装置の冷却用機材の輸出】真空ポンプ （例）【留学生への操作実習】該当な電子計算機の使用に必要な技術（取扱説明書） （例）【電離圏の共同研究に係る打合せ】電離圏の研究に関する技術 注）入力は最大 60 文字のため、簡潔に記入してください。
★3	事前チェックリストの記入内容の確認（修正）	事前チェックリストの記入内容を確認し、見直す場合は修正する。 注）該非判定結果の内容は修正できない。 注）審査部門で訂正している場合があるので、修正内容を確認する。
★4	用途の種類を記載（選択）	プルダウンメニューより以下のいずれかの用途を選択する。 大量破壊兵器関連／軍需関連／その他 注）軍事用途でない場合は、“その他”を選択する。
★5	参考資料有無のチェック	資料を添付する場合はボックスをオンする。資料添付は[提出]ボタンを押した後に[添付ファイル]ボタンが表示されるので、ファイルを添付後、[実行]ボタンを押す。
★6	用途チェック	設問の内容を確認し、プルダウンメニュー（はい／いいえ）で回答ください。
★7	需要者チェック	設問の内容を確認し、プルダウンメニュー（はい／いいえ）で回答ください。
★8	明らかガイドラインシートのチェック	設問の内容を確認し、プルダウンメニュー（はい／いいえ／－）で回答ください。 但し、需要者チェックの結果がすべて“いいえ”の場合は、すべて“－”と回答ください。
★9	用途・需要者チェック	★6～8 の結果を受けて、自動記入されます。結果を確認してください。 注）入力が誤っている場合は、想定外の結果になりますので、必ず確認ください、
★10	経産大臣通知	インフォームを意味します。経済産業大臣から許可の申請すべき通知を受けた場合のみプルダウンメニューで“はい”を選択ください。（通常は“いいえ”となります）
★11	取引ルート記入	技術又は貨物が、申請者から需要者にわたるルートをすべて記載ください。 留学生の場合は、名古屋大学→留学生名（技術の提供者）としてください。 （例）名古屋大学→〇〇商事香港支店→△△△大学 （例）名古屋大学→JacK　WHITE
★12	取引、輸出予定日	輸出予定日、技術の提供日を入力ください。 留学生の場合は、本学に受入する予定日を入力ください。

□輸出取りやめ　←★1

技術の提供又は貨物の名称　**注)提出前に【件名】を追加してください**

【中国からの留学生の受入】葉緑体遺伝子の発現制御等の研究　←★2

提供技術又は輸出貨物の仕様等(メーカー、型番など)

上記に関する技術。なお、外為令別表の 3 の 2 項(1)項で規制される技術を含まない。　←★3

該非判定をする際の根拠となる資料

留学生の志願票及び研究テーマの概要を添付。

該非判定結果　**注)この該非判定結果欄の修正はできません**

＜技術の提供＞　非該当　外為令別表:　項　号

＜貨物の輸出＞　なし　輸出令別表第一:　項　号

技術又は貨物の仕向地(国名)

中国

技術提供先又は貨物輸出先名称

哈爾濱工業大学

需要者名称

金　銀東

需要者所在地(任意)

哈爾濱市（中国・竜江省）

用途

用途の種類　▼　□参考資料有　注)有の場合には提出時に添付

↑★4　↑★5

1.用途チェック

★6

2.需要者チェック

★7

3.明らかガイドラインシート

★8

用途・需要者チェック

★9

経済産業大臣からの通知

経済産業大臣から個別許可を申請すべき通知を受けたか　▼

↑★10

取引経路　★11 → ★11 → ★11

↓★12

取引又は輸出予定日　▼

＜記載にあったっての注意事項＞

〇申請した文書は、少なくとも7年間保管され、経産省の立入検査に提示や閲覧されたり、トラブルの発生時に適正に輸出管理をしたことの証(あかし)として、提出する場合があります。したがって、事実に基づいて正確に記載してください。